

4年度

公募期間を延長しました

—武豊町やすらぎの森墓園—

墓地使用者を公募します

公募期間 5月2日～5年1月31日

昨年度までは、毎年5月中の2週間程度の募集期間でしたが、今年度からは、5月2日から翌年の1月31日までの期間内であれば、いつでもお申込みができるようになりました。墓地が必要な方は、期間内であればいつでもお問合せください。

※ただし事務手続き上、月末単位で締め日を設けます



1 使用者の資格・条件

(申込み時点で以下の項目をすべて満たしている人)

- ①本町に引続き3か月以上住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている人
 - ②現在、以下の条件に当たる焼骨を有している人、または県外に墓地を有し、その墓地の改葬を希望する人(3親等以内の血族、配偶者、2親等以内の姻族、養父、養母、養子または養女のいずれか)
 - ③2年以内に墓石または墓標等を建立することができる人
 - ④町県民税等に滞納がない人
- ※墓地の使用許可は、1世帯につき1区画に限ります

2 墓地使用料・管理料・公募残区画数(4年4月1日現在)

区分	区画のタイプ	使用料(1回限り)	管理料(年額)	残区画数	墓所
普通墓地	2㎡タイプ	38万1,000円	3,150円	175	F
	3㎡タイプ	48万3,000円	4,200円	131	E
芝生墓地	4㎡タイプ	62万8,000円	8,400円	103	D

- ※使用料は、墓地の使用許可時に納付していただきます(1回限り)
- ※管理料は、施設の維持管理等の経費として、毎年納付していただきます(新規は月割りです)
- ※使用者が町内在住で、一定の条件を満たしている場合は、墓地管理料が減免される制度があります

3 手続きの流れ(月末締めで手続きを行います)

手続きの流れ(例:5月10日申込みの場合)	
手続き内容	スケジュールの例
公募・使用許可申請受付	5月10日
前月末締めで選考結果・区画位置決定通知、使用料・管理料納付書を送付(複数名申込みの場合は区画位置は抽選になります)	6月上旬
使用料(全額)・管理料(残月割額)を納付	6月中
墓園使用許可証交付(送付)	6月下旬
墓地使用開始	7月1日から

4 公募・使用許可申請受付時に必要なもの

公募・使用許可申請受付時には下記の書類をそろえて都市計画課へ提出してください。

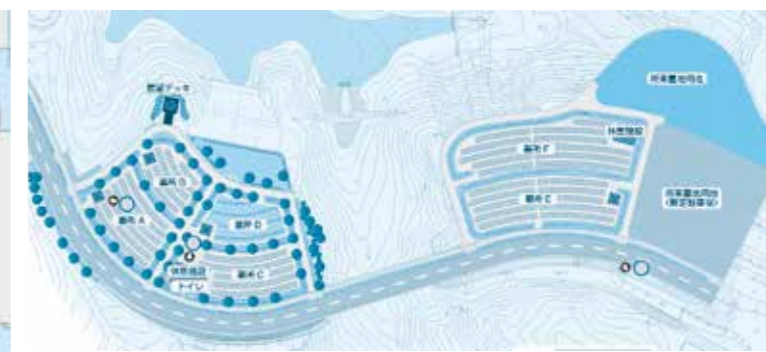
- ・公募申込書 ※役場都市計画課にて配付または町ホームページよりダウンロード
 - ・使用許可申請書 ※役場都市計画課にて配付または町ホームページよりダウンロード
 - ・住民票の写し(使用者)
 - ・埋蔵する焼骨と使用者との関係を証明する戸籍謄本もしくは戸籍抄本、またはこれに準ずる書類
 - ・火葬許可証もしくは改葬許可証、またはこれに準ずる書類
 - ・完納証明書(使用者) ※課税のない人は、令和3年度町民税・県民税非課税証明書(令和2年分所得)
 - ・その他町長が必要と認める書類
- ※墓標等設置前に必ず使用可能区域の計測を行ってください

5 墓標等設置基準 - 普通墓地・芝生墓地 共通基準 -

- ・設置できる墓標は1基
 - ・境界ブロックの取り外し、移動不可
 - ・墓標の向きは全て一定
 - ・墓標への家名表示は原則、使用者の姓
- ※その他、墓地の種類ごとに設置基準がありますので、役場都市計画課または町ホームページでご確認ください

6 墓地の使用期間

墓地の使用期間は、使用許可を受けた日の翌日から30年間です。
使用期間を更新する場合は、町長の承認を得て引続き使用することができますが、使用料を再度納付していただく必要はありません。



【所在地】大字富貴字大谷道55-19